

平成28年11月30日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成28年11月30日
開会 14時09分 閉会 15時36分
- 2 場 所 幕別町役場 3階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸 副委員長 野原恵子
委員 板垣良輔 小田新紀 岡本眞利子 千葉幹雄
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 内山美穂子 小島智恵 若山和幸 小川純文 東口隆弘
中橋友子 谷口和弥 乾邦廣
眞尾記者(勝毎) 稲塚記者(道新)
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦
教育長 田村修一 企画総務部長 菅野勇次
建設部長 須田明彦 住民福祉部長 境谷美智子
札内支所長 坂井康悦 教育部長 山岸伸雄
総務課長 武田健吾 政策推進課長 山端広和
都市計画課長 吉本哲哉 住民生活課長 山本充
生涯学習課長 湯佐茂雄 住民係長 金田恭之
総務係副主幹 甲谷英司 契約管財係長 香田裕一
政策推進課副主幹 西嶋慎
- 6 事務局 事務局長 細澤正典 議事課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 7 審査事件
 - 1 付託された議案の審査について
 - (1)議案第90号 幕別町札内コミュニティプラザ条例
 - (2)議案第92号 幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
 - (3)議案第93号 幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
 - (4)議案第101号 幕別町公民館条例の一部を改正する条例
 - (5)議案第107号 幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例
 - 2 所管事務調査項目について
 - 3 その他

8 審査結果

1 付託された議案の審査について

別 紙

2 所管事務項目について

所管事務調査として、他団体との意見交換会を実施することで全委員了承。

意見交換会の相手先、実施時期については、委員長、副委員長に一任とし、決定次第、委員に連絡することとした。

総務文教常任委員会委員長 寺林俊幸

◇審査内容

(開会 14:09)

○委員長(寺林俊幸) ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

議案の1、付託された議案の審査について行います。

議案の1は、議案第90号、幕別町札内コミュニティプラザ条例以下5件の議案についての審査でございます。

なお、担当課から追加説明資料が提出されております。お手元に配布済みかと思えますけれども、ご確認をお願いいたします。

それでは、議案第90号から順に説明をいただきたいと思えます。

企画総務部長。

○企画総務部長(菅野勇次) 議案第90号、幕別町札内コミュニティプラザ条例、議案第92号、幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例、議案第93号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、議案第101号、幕別町公民館条例の一部を改正する条例、議案第107号、幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思えます。

現在の札内福祉センターは、札内公民館としても位置付けられており、さらに、札内支所及び幕別町消費生活センターも当施設内に設置されているところであります。

このたび、札内東コミュニティセンターとの一体化を含む当施設の改築工事が、平成29年3月中に竣工し、基本的には4月1日から供用開始となる予定でありますことから、関係する条例の整備をしようとするものであります。

新施設につきましては、札内東コミュニティセンターと一体化した複合施設となるものであり、多くの住民の皆さんが集い、触れ合い、交流を図る広場をイメージし、利用団体等、住民の皆さんのご意見もお聞きした上で、名称を「札内コミュニティプラザ」としたところであります。

また、施設の利用等に関しましては、現施設が担っている役割や利用方法等について、新施設においても基本的に同様の内容を継承するものであります。

はじめに、議案第90号、幕別町札内コミュニティプラザ条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第1条につきましては、新施設の設置目的として、町民の福祉の向上、異世代間の交流及び健康増進を図るとともに、札内地域における行政サービス拠点と防災・災害復旧拠点の複合施設として、「札内コミュニティプラザ」を設置することを規定するものであります。

第2条につきましては、名称を「札内コミュニティプラザ」とし、位置を「札内青葉町311番地11」と定めるものであります。

第3条につきましては、コミュニティプラザの事業といたしまして、第1号の「地域福祉の活動に関すること」から、第5号までの事業を行うことを規定するものでありま

す。

第4条につきましては、コミュニティプラザの使用の承認について規定するものであります。

第5条につきましては、使用の承認を受けた者がコミュニティプラザにおいて、第1号の「物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為をすること」から、次のページの、第5号までのいずれかの行為をする場合は、町長の承認を受けなければならないことを規定するものであります。

第6条につきましては、第1号の「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの」から、第4号までのいずれかに該当すると認められた時は、コミュニティプラザの使用の承認をしないことを規定するものであります。

第7条につきましては、第1項では後ほどご説明いたします、コミュニティプラザの各部屋の使用料の納付に関して、第2項では音響設備等、備付物件の使用料の納付に関して、第3項では使用料の減免に関して、第4項では使用料の還付に関してそれぞれ規定するものであります。

第8条につきましては、目的外使用等をしてはならないことを規定するものであります。

第9条につきましては、使用に当たって、特別設備の設置等をする場合の承認に関して規定するものであります。

3ページをご覧ください。

第10条につきましては、第1号の「使用者が使用の承認の条件に違反したとき」から、第3号までのいずれかに該当する場合、使用の承認を取り消すことができること等を規定するものであります。

第11条につきましては、使用した設備又は備付物件を原状に回復しなければならないことを規定するものであります。

第12条につきましては、建物、設備等を損傷した場合等の損害賠償について規定するものであります。

第13条につきましては、規則への委任規定であります。

附則であります。第1項では、この条例の施行期日を平成29年4月1日からと規定するものであります。

第2項では、札内福祉センターの設置根拠となっている幕別町福祉センター条例を廃止することを規定するものであります。

第3項では、コミュニティプラザの使用承認の申請やその他必要な準備行為について、この条例の施行前においても行うことができることを規定するものであります。

4ページをご覧ください。

別表であります。第7条で規定しております札内コミュニティプラザの使用料について、この表のとおりとするものであります。

表の一番左側、区分欄に掲げる各部屋の区分につきましては、本日お配りをしております平面図のとおりとなっております。

また、各部屋の使用料につきましては、対応する現施設の使用料をベースに同様の単価で設定をしており、別に定める使用料の減免基準につきましても、現行のとおりとし

ているところであります。

次に、議案第92号、幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の6ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

本条例につきましては、札内コミュニティプラザが設置されることに伴いまして、札内支所の位置の改正を行うものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条につきましては、支所及び出張所の名称、位置及び所管区域を定めているものでありますが、下段の幕別町役場札内支所の位置を、「札内青葉町311番地2」から「札内青葉町311番地11」に枝番を改めるものであります。

議案書の6ページにお戻りいただきまして、附則であります。札内支所につきましては、例年3月下旬から4月中旬にかけて窓口が非常に込み合う繁忙期となりますことから、転入・転出等の事務事業に万全を期すために、繁忙期経過後の週末に引越し・移転業務を行いまして、4月17日の月曜日から新施設内にて業務を開始する予定であり、本条例の施行期日を札内支所の供用開始予定日である平成29年4月17日からとするものであります。

次に、議案第93号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案説明資料の3ページをお開きください。

本条例につきましては、札内東コミュニティセンターが、一部改修後、一体的施設として札内コミュニティプラザに包含されることにより、現在担っている機能はそのまま引き継がれることとなるため、幕別町コミュニティセンター条例に規定する施設から削るものであります。

議案説明資料の3ページをご覧ください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条につきましては、コミュニティセンターの名称及び位置を定めているものでありますが、表の中にあります札内東コミュニティセンターを削るものであります。

議案書の7ページにお戻りいただきまして、附則であります。この条例の施行期日を札内コミュニティプラザ条例の施行期日と同じ、平成29年4月1日からとするものであります。

次に、議案第101号、幕別町公民館条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の31ページ、議案説明資料の37ページをお開きください。

現在、札内福祉センターは、札内公民館としても位置付けられておりますが、当施設は、単に公民館活動としてではなく、公民館活動を含む社会教育活動としての大きなくくりの中で利用されているのが実態でありまして、新施設となる札内コミュニティプラザにおきましても同様の役割を担うこととなりますことから、この際、札内公民館としての位置付けを廃止しようとするものであります。

また、幕別町民会館も幕別公民館として位置付けられておりますが、同様の理由によ

りまして、幕別公民館を廃止しようとするものであります。

議案説明資料の37ページをご覧ください。

以下、条文に沿いましてご説明申しあげます。

第2条につきましては、公民館の名称及び位置を定めているものでありますが、表の中にあります幕別公民館及び札内公民館を削るものであります。

議案書の31ページにお戻りいただきまして、附則であります、本条例の施行期日を札内コミュニティプラザ条例の施行期日と同じ、平成29年4月1日からとするものであります。

次に、議案第107号、幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例につきましてご説明申しあげます。

議案書37ページ、議案説明資料48ページをお開きください。

本条例につきましては、札内福祉センター内にあります消費生活センターが札内コミュニティプラザの中に移りますことから、消費生活センターの位置の改正を行うものであります。

議案説明資料48ページをご覧ください。

以下、条文に沿いましてご説明申しあげます。

第2条につきましては、消費生活センターの名称及び位置を定めているものでありますが、消費生活センターの位置を「札内青葉町311番地3」から「札内青葉町311番地11」に枝番を改めるものであります。

議案書の37ページに戻りまして、附則であります、本条例の施行期日を札内コミュニティプラザ条例の施行期日と同じ、平成29年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申しあげます。

○委員長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、これより、ただいまの説明にありました議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 議案第90号ですが、コミュニティプラザの使用料の件ですけれども、今までの施設に準じた使用料を設定したということでしたけれども、このたびのコミュニティプラザという名称に変わって、新しく料金設定された箇所、施設、どこどこになるのでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 料金についてでございます。

今まで、札内福祉センター、札内東コミュニティセンター、それぞれ部屋ごとに料金を設定しておりましたけれども、これにつきまして、それぞれの使用料を貸し出し面積、貸し出しの時間から1時間、1平米当たりの使用料を算出しまして、これに新しい部屋ごとの面積、時間を掛けまして使用料を算定をしております。

したがいまして、たとえば今までの札内福祉センターの大集会室ですと、コミュニティプラザの集会室は、大集会室の1平米、1時間当たりの使用料を基に計算しておりますし、和室につきましても同様の計算をしております、それぞれの部屋ごとに、それ

それ同等の機能を持った部屋、札内福祉センター、札内東コミュニティセンターの部屋の料金を基に、今回のコミュニティプラザの部屋ごとの使用料を算出しているものでございます。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 施設が新しくなりまして、もとの施設になくて、新しい施設で新しくできた区分といいましようか、それにつきましては、コミュニティホール、デッキテラス、ギャラリー、フリースペースがもとの施設になかったような区分になるかと思えます。ごめんなさい。コミュニティホール、デッキテラス、ギャラリーの3つになりますけれども、現施設の札内福祉センターに展示ホールがございまして、そちらのほうと料金設定と同様の単価で設定をさせていただきます。

○委員長（寺林俊幸） 野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） このデッキテラス、コミュニティホール、ギャラリー、多目的施設ということになりますね。こういう所は町民が多く、これから特に子供連れの親子とか、そういう方々が利用される場所がデッキテラスとかコミュニティホールかなと思うんですね。

そういうような所は、やはり料金は設定しない、そういう方向で多くの方に利用していただくということが、やはり町民に利用される施設になるのではないかと私は思います。そういう点で、料金の設定というのを考えていく必要があるのではないかとこのように思います。

フリースペースも施設が新しくなりますと、より一層これから利用されるのではないかとと思ひまして、そういう所の料金の設定というのは、やはり考えていく必要があるのではないかとこのように思います。

それと、ここの平面図を見ますとカフェという箇所があります。このカフェは、これからどのように考えていくのか方向性をお示しいただきたいと思ひます。

それと、この備考欄なのですが、4ページのところです。

7月1日から8月31までの間は冷房、それから、10月1日から翌4月30までは暖房料ということで設定されておりますけれども、この冷房、暖房いずれも、この北海道の気候状況からみますと、必ずしも冷房が必要ではない。それから、暖房料は、4月以降も暖房が必要になるという可能性もあると思ひますか。この点は気候状況に合わせて考えるということが必要ではないかと思ひますが、夏場など冷房料は必要ない場合もあると思ひますね。この点はどのように考えていったらいいのでしょうかお聞きしたいと思ひます。

○委員長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） それでは、私のほうからカフェの運営についてご説明させていただきます。

カフェの運営につきましては、現在社会福祉協議会に実施主体となつていただくべく準備を進めております。現行施設の備品の調整ですとか、人の配置の仕方も含めて社会福祉協議会のほうと、現在詰めて4月1日に向け準備中でございます。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） 総務課長

○総務課長（武田健吾） 冷房と暖房の期間を決めていることについてでございますけれども、ご覧のとおり冷房の期間は7月、8月、暖房の期間は10月、4月までとしているところでございますけれども、冷房の期間については百年記念ホールの冷房の期間、7月から8月までとしているところでございまして、10月から4月の暖房の期間というのは、現施設の札内福祉センターと同じ期間にしているところであります。

確かに日によって温度が下がったり上がったりということで、実際に冷房が必要でない時も発生するのかもしれないのですけれども、ある程度期間というものを明示しておかないと冷房が掛かったり掛からなかったりということも出てきますが、ある程度一定の期間を定めた上で使用料を決定させていただいていたところでございます。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） コミュニティホール、デッキテラス、ギャラリー等の料金については設定をしないほうがいいのではないかといいか、考えたほうがいいのではないかといいかというご質問ですけれども、基本的には先ほどご説明申しあげましたように、今までと減免の基準については変更ございませんので、町民の方が利用する場合には無料となりますので、もし特定の利用される場合について付随した場所になりますので、特定した団体とかが利用する場合に付随した箇所になりますので、そういったところが限定的に占有して使用するような場合も想定されないというわけではないので、念のために使用料を設定するというところでございます。

基本的に町民の皆さんが集う場所ですので、基本的には使用料が掛かることはそうそうないのかなというふうには考えております。

○委員長（寺林俊幸） 野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） それでは、冷房料は百年記念ホールの場合は7月1日から8月31日までの間は、必要ない時でも冷暖房料は使用料に加算されて今も実施しているということにしているということなのですね。

百年記念ホールは今指定管理になっていますよね。ここは町が実施するという施設ですのですね、同じにしているのでしょうか。そこのところ一考する必要があるのではないかといいかというふうに考えます。

それとカフェなのですが、これから検討していくという、社協を主体にということですが、その社協を主体というところは、ここの庁舎で実施されているような、三つの障がい団体が運営していますよね、協同組合をつくりまして。そういう方向になっていくのでしょうか。その点お聞きしたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） カフェについては、当初幕別町としても現在庁舎でやっているような障がい者の団体の方にお任せしたいような意向を持って、あそこにカフェをといた時に準備を進めたり、相談をしたのですけれども、団体さんがここで一生懸命頑張るので精一杯で札内では無理ですというお返事をいただいた段階で社会福祉協議会と話を詰めてきました。

それで、もちろん社会福祉協議会の中で各種団体の方が自分たち主体ではできないのだけれども、社会福祉協議会が軸となって各種団体の方と協力しながらのやり方というのを今探っているところです。

これからといっても、どんな形で進めていくかというところには、それぞれ話が進んでおりますので、あとは具体的な段階、町としての希望、このカフェをこんなふうを活用してもらいたいという意向ももちろん持っていますし、社会福祉協議会が社会福祉協議会の本来の目的としてそこを運営していきたいというところもありますので、そこら辺を詰めているところということになっております。

○委員長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 冷房についてでございますけれども、現在、町内の施設で冷房加算ということで利用者の方から料金をいただいているのは百年記念ホールだけということになっております。

札内コミュニティプラザ、冷暖房の設備が整っているところでございまして、冷房ということが実際に機能として働く施設になっているわけでございますから、確かに指定管理者ということで百年記念ホールは運営しておりますけれども、それに見合う期間といいますか、冷房を同じ期間として冷房がある施設として料金をいただくのに参考にする施設というのは、百年記念ホールしか今現在ない状態にございます。

それをもってしまして、使用料が掛かる期間に冷房加算が掛かる期間として、そこを参考に同じ期間を設定させてもらって使用料を決定したところでございます。

○委員長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 補足させていただきますけれども、指定管理者ではありませんけれども、公の施設ということで町が料金を設定する施設でございますので、それをもって冷房加算という形で同じ期間を定めまして冷房料金を決めているところでございます。

○委員長（寺林俊幸） 野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） はじめて町の施設として冷房が加算されるということですので、これがスタートとして、他の所にも波及していくという可能性もありまして、ここはやはり考えていく余地があるのではないかと思います、ぜひ検討を進めていただきたいと思えます。

冷暖房は本当に必要だという時だけ使用するという、そういうことにしていくことがいいのではないかと思います、一考を考えていただきたいと思えます。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 使用料の関係につきましては、今回新たな施設ということで、新たな料金設定というのも考えはしたのですが、やはり町の公共施設全体に関わることになってきますので、町の公共施設の使用料の関係、減免も含めまして、それらについては行政改革の中でも推進項目として挙げられておりますので、その全体見直しの中で調整をしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（寺林俊幸） 野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 意見の分かれるところでありまして、やはり町民が利用しやすいという意味では新しい施設ですので、そこがスタートになって他の公共施設にも波及する恐れがありますので、新しい施設だからこそ、こういう料金設定は、やはり考えていく必要があるのではないかと思いますという意見を私は持っております。

ぜひ検討を進めていただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 関連なんですけど、冷房なんですけれども、基本的に今までは公共施設に冷房は入れないということで、きていたと思うのですよね、今までね。

百年記念ホールについては、講堂ですか、講堂に入っているのかな。あそこ、西日が差して非常に夏期、午後から暑いという特殊なあれもあるのだらうと思うのですけれども、これ、そもそも論なのですけれども、学校にも、もちろん図書館にも付けていませんよね。そういう中で、本当に十勝の、もちろん暑い日もありますけれどもね、これどうなのかという疑問が一つあります。

それからもう一つ、7月1日から8月31日ということなのですけれども、それは皆さま方もご承知かとは思いますが、8月ももうお盆を過ぎると極端な話、暖房が欲しい位な時もありますよね。

7月、もちろん暑い日もありますが、結局これ全ホールで全室ですから、例えば旧コミセンの大集会室ありますよね。あそこ辺りは陽は全く入りませんよね。全くということはないのでしょうかけれども、明かり取りありますからね。そんな冷房が必要になるような、実際問題ですよ。これは特に夜間なんかそういうことはあり得ないと僕は思うのですけれども。

それでも、これは決めだからということで3割増しですか、取るということなんですけれども、これは実情にそぐわないのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺、実際に使った分についてはあれだと思いますけれども、冷房機を動かした分についてはそれは仕方がないと思いますけれども、全然動かさないのに冷房代を請求するというのは、これは私、役所としてというか、当然、それだけ費用が掛かるから負担してくれというのは分かるのですよ。掛けなかったら費用は発生しないわけですから。ここは僕は一考に値するのだらうとは思っているのですけれども、これ行政改革だとかそんな問題ではないですよ、これはね。その点だけ。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 現在の料金体系、先ほども申しあげましたけれども、他の公共施設でも、例えば暖房料でしたら一定の期間は、おっしゃられるように使わない可能性もあるのですけれども、一定の期間を定めて基準として定めていただいているのが現状であります。

冷房につきましても、百年記念ホールのように設置していて同様の期間いただいているという現状がございます。これにつきましてはやはりどこかで基準を設けてやらないと。

確かに実際には使わない場合もあろうかと思いますが、一定の期間、やはりその分経費が増加するということがございますので、その辺については現状の基準の中では既存の施設に合わせた形ということでご理解をいただきたいと思っております。

それと併せまして、先ほど申しあげましたように、全体の公共施設の使用料等の見直しにつきましては行革の中でも掲げておりますので、その中で併せて、今の冷暖房の使用料の加算分も含めて検討させていただきたいなというふうに思います。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 言っていることは、今までそうだからそうすることだと思

のですよ。それは冷房期間、特に暖房は北海道ですからね、ある程度理解してもらえら
と思うのですよ、使っても使わなくてもある程度はね。

ただ冷房については実際問題、本当に何時間稼働するのだろうかというそれを考えると、
今部長のおっしゃるように今までこうだからこうだというのはおかしくて、今までのや
つを直さなければ駄目なのだ。僕はそう思いますよ。

1回よく、ここでね全体の中のまた見直しをやることにはなりませんからあれですけ
れども、ただ、やっぱり使ったものについては負担してもらおうということのほうがいい
と思う。受益者負担の原則でね。使わないものまでもらうっていうのは、行政としては
ちょっとおかしいと思うな。その辺ですね、ここだけの問題ではありませんけれども、
その辺をやっぱり根本的にね、使ったものは負担してもらおうと。だけど使わないもの
については、もう少しこれ例えば期間を絞るとかね、一つの方法としてはね。まあそれは
いろいろ工夫はあるのでしょうけれども。やっぱり2カ月間、これはもう使っても使わ
なくてももらいますよというのは、僕はちょっと乱暴だと思うな。

○町長（飯田晴義） 企画総務部長がお答えしたのは、今までこうだったからこうするの
だということでは決してないということ、まずお分かりいただきたいというのはです
ね、既にもう冷房が効く百年記念ホールがありまして、そこの施設と比較した時に、や
はり受益と負担の原則というのは当然これ全施設について貫かなければならないとい
うことがありますので、不公平が生じてはいけません。

片や冷房が効いて使用料が取られる。こっちは冷房が効くけれども使用料が取られな
いということにはならないので、そこはやはり使った、今までの施設との均衡を図るた
めに、まずは今までの考え方を継承したと。

ただ本来、今回全部の施設の使用料の見直しができれば一番良かったのですけれど、
この使用料の考え方も建築費から持つていくのかとか、維持管理費を基にして使用料を
いただくのかとか、その辺の考え方も全施設について、かなりバラバラな面がありま
したことから、これやっぱり行革の中で負担と公平の原則というものをしっかり踏まえて
見直しをしなければならないということで、今回は今までの施設の考え方を継承したと
いうことでありますので。

それからもう一つ、今千葉委員がおっしゃったように、使いもしないのに使用料を
いただく、これはやはり不合理だというふうに思いますので、その辺はフレキシブルに
使用料をいただけるような、そういう仕組みも考えなければならない、そのように思っ
ています。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 町長そうおっしゃるけれども、今企画総務部長の言い方は、百年記
念ホールがそうだからこうしたんだという言い方ですよ。

そしてもう一つ、町長が言うように受益と負担の原則というのは、使ったものに対
しては負担してもらおうということですから、益を受けたものはね。益を受けないわけ
ですから、だから正しく今おっしゃった通り、受益と負担の原則でいくと使わないもの
については負担する必要はないわけですから。ただそうは言っても決めはありますから
ね。

だから町長、後半おっしゃったように、そのフレキシブルに対応するようなことを考
えて一定期間は使っても使わなくてもそれは理解してもらえらるかもしれませんけれど、

8月いっぱいなんていうのは、どこの家へ行っても、冷房があっても使わないのですよ。だからそこはね、フレキシブルにというか、短くするとか何とか、それは百年記念ホールは僕は同じだと思うのですよね。ですからそこは、あっちとこっちとその期間が違うとか何とかということになると、あれでしょうからね。

極力受益を受ける期間に絞って負担をしてもらうというような考え方に立ったほうがいいと思うのです、そこはね。そういうことでしたら答弁は入りませんが、どうでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 町長。

○町長（飯田晴義） 正しく私はそういうふうに考えていたわけでありまして、費用が掛からないにも関わらず使用料をもらうというのは、これは理屈に合わないわけで、使った場合は当然いただくけれども使わない場合はいただかないということは、これは原則だというふうに思いますので、今の形はそういうことになっていなくて、期間でいっているのです、それも果たしてどうなのかということも含めて、基本は使えばいただくという考え方の中で見直ししなければならないというふうに思います。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 今町長の答弁を聞くと、使ったものに対してはいただくと、使わないものに対してはいただかないということですが、それは期間これありますけれども、きょうは寒いから冷房入れないという日には、冷房代はもらわないということなのですか。

○委員長（寺林俊幸） 町長。

○町長（飯田晴義） 言っていることはそういうことです。

結局、いや違いますよ。これは見直しのことを言っているのですから私は。

見直しにあたっては、そういう考え方を取り入れてやらなければならないだろうと。今のことを言っているのではありませんので。今はそこまでの全体調整をする、いとまがなかったのととりあえず今までの料金のいただき方を継承して料金設定をさせていただいたということで、見直しにあたってはそういう考え方も検討しながらやっていかなければならないなということでもあります。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 基本的にはそれであれだと思えますけれども、これ要するに目途として見直し、これ行革だとか絶えずやっているのでしょうかけれども、この辺については、取りあえずこれでスタートしますよね。だとすれば、この見直しというのは、これいつ頃になる予定なのでしょう。

○委員長（寺林俊幸） 町長。

○町長（飯田晴義） この見直しについては、実は平成12年の行革の時からずっと今まで、使用料見直し、定期的には見直しというか再計算というものはずっと入って入って、今もその考え方は継続して載っているわけなのですが、それがいつまでも行革に載っていて、それができないのではやっぱり困るので、少なくとも今の計画期間内の早めの段階でやらなければならないなというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 町長がいつも言う、そのスピード感を持ってね。そこは町民がみて

も理屈に合うような実態に合わせて理屈に合うようなことをしていかないと、やっぱり行政に対する信頼感というかね、そういうのが繋がってこないのだらうと思いますので、そこは期待をしたいというふうに思います。

引き続きいいでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） どうぞ。

○委員（千葉幹雄） コミュニティプラザの図面を見ながらなのですけれども、これ札内支所にはダイレクトには入れないのですよね。まず、この図面見る限りそういうことですよね。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 図面の下といいましょうか、下側ポーチの所から風除室に入りまして、一回エントランスホールに行っていたら札内支所のほうに行っていたくような形になります。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） そういう図面だなと思って見ていたのですけれども、これやっぱり建物全体のイメージというか、これは私も理解できるのですけれども、要するにコミュニティプラザという建物全体ね。

その中での札内支所の位置付けなのですけれども、これ過去に議会報告会か何かで札内のほうから、ことしではなくてね、要するに役場の支所の位置付けが弱いというのか、何というのでしょうかね。

その機能、ソフトはもちろんですけれどもね、ハードというか建物の部分、これもやっぱり分かりづらいというのか、ここに札内支所がね、あるのだということを、ちょっともっと明確に出したほうが良いのではないかという声もあったことはあったのですけれどもね。

それで、要するに人口が2万人位の支所の行政区としてはね、担当しているわけですから、やっぱり何ていうのですか、プラザの一部を役場の支所が間借りをしているというようなイメージではなくて、もっと機能の充実はもちろんですけれども、やっぱり分かりやすく、看板も含めてね、きちっと位置付けしたほうが良いのではないかというふうに思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 位置付けが弱いというか、分かりづらいということだと思いますけれども、確かにおっしゃられるように、そういった意見もお聞きするところではありますので、今回の施設の表示、サインですね、それから外構も含めまして、公共サインのあり方も含めてなるべく分かりやすいような表示をしていきたいと考えております。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 非常にこれ難しいのですけれども、役場の支所が第一でね、あととはということには、もちろんどっち立ててもあれなのですけれども。

ただやっぱり、札内支所に用事があって行く人達は、入りやすいですか、利用のしやすさだとか、分かりやすさだとかいろいろあるのだらうと思うのですよね。

今さらこれ変えるわけにはいきませんからね。許される範疇でやっぱり役場の支所が

ここにあるのだよということで、あくまでも札内の行政区の中心となる施設がここにあるんだよということを極力、どういう方法がいいのかはちょっと今はあれですけども、皆さん方で知恵を出して、やっぱり札内支所の位置付けをきちっとしていくということが大事だというふうに思いますので、そこは提言しておきます。

特にあれば答弁いただきたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 繰り返しにはなるかも知れないのですが、全体の施設としては先ほどご説明いたしましたように、複合施設として公の施設としての札内コミュニティプラザというものがあまして、その一部が公用施設、役場の札内支所の事務所ということになります。これはいたし方ないところではあるのですが、千葉委員、おっしゃられるように、住民の方からなるべく分かりやすいようなサインに心掛けてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（寺林俊幸） 他に質疑はございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 札内コミュニティプラザ使用料にちょっと戻るのでありますが、議案の4ページなのでありますが、使用時間についてお伺いしたいと思います。

以前の札内福祉センターの場合でしたら、区分が昼間と夜間の二つに分かれておりました、昼間は午前8時から午後5時までですね。そして、夜間は午後5時から午後10時までという区分になって分かれておりましたが、今回は午前と午後と夜間という三つに分かれることになりまして、大変借りやすいようにつくられているのではないかと思います。現在ですと午前8時から、それが今度からは午前の9時からということになり、1時間時間が変わってまいります。

よく町民の方からも公共施設を借りるときに、ギリギリの時間にしか開かないので準備する時間がないというような声もお聞きしているところでありますし、この分でいきますと朝9時から借りて午後1時まで借りている場合と、また、午後1時から借りたいという時の準備の期間ということも考えます。

会場もいくつかありますので、そんなに重なることはないのかとは思いますが、やはりちょっと時間の余裕をみるような、夜ですと、さほど重なるようなこともないかとは思いますが、午前と午後のこの重なりというのは、いくらかみられるのではないかなと思ひまして、これ午前8時からを9時にした理由と、そして、その部分をもう少し1時までというところを考慮したほうがいいのではないかと思います。その点についてお伺いします。

○委員長（寺林俊幸） 暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議をはじめます。

企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 時間の設定、午前、午後なのでありますが、以前の場合は、昼間、夜間という分類で4時間ごとの設定になっていたということで、それと、8時からという設定だったのでありますが、現実的には使用については9時からで、その準備だとかで、8時前のご利用もあったというふうに、9時ですね。ごめんなさい9時前か

らの使用があったということで、基本的には4時間単位でということなのではございますけれども、今回の設定につきましては、例えば9時からの使用なのではございますけれども、その準備で9時以前に来られる場合についても弾力的に運用してまいりたいというふうに考えておりますし、基本的にはやっぱり4時間単位で考えるということではございます。

○委員長（寺林俊幸） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） では、はじめは分かるのですけれども、午後1時まで使った場合ですね、お昼からの1時から使えないで時間が短縮してしまうという形になるのでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） ずれて午後1時を過ぎたような場合、基本的には事前の予約なりがあって、時間が次の使用に差し支えない範囲内で予約を受け付けるということですから、そういった面では、その辺は予約の段階で調整をした上で弾力的に運用していこうということではございます。

○委員長（寺林俊幸） 他に質疑はございませんか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 同じく料金設定の件になります。

全日の際の料金設定ではございますけれども、以前の時は全日になると割高になっていたと、個別に取るよりも価格が上がっていたという状況ですが、今回の設定を見ると、基本的には全日で取ったほうが安くなるということで、それは住民サービスの一つなのかなという部分で一点その確認です。

それからもう一点は、そのサービスは良しとしても、大集会室と和室2と料理実習室については金額が変わらないということで、そこに個別に分けた理由があれば、それについても教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 全日の場合の料金なのではございますけれども、算出方法は先に申しあげましたように、既存の使用料を貸出、その部屋の面積と時間で割って、その1時間当たり、1平米当たりの使用料を出して、そして、同等の施設にする料金を設定する際に、その面積と貸出時間とを掛けて計算しているところでありまして、結果として前の部屋の全日の料金と同じ金額になっているところと、それより割安になっているところと、算出方法がそのようになっているので、結果同じ金額になっているところと、それと違うところが出てきているという状況ではございます。

それで、既存の施設の部屋の面積と新しい建物の部屋の面積とがそれぞれ違うので、それによって料金の差異が出てきているということではございます。

○委員長（寺林俊幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） すみません、確認ではございますけれども、全日の料金設定をする際にあたっては、パッとみた限りではですね、最初の印象では午前の料金、午後の料金があって、昼間の料金があって、夜間の料金があって、そこについて今おっしゃっていたような算出の仕方というふうに、それは分かります。その合計に対しての共通した割合で出しているのかなというふうな印象を持っていました。

ただ、それはそれとして、これまでの料金設定で考えての出し方となると非常に分かりづらいなというのが正直な感想なのではけれども。

この計算で本当に出てくるのかなというのが、ちょっと疑問に思うところ、こちらも計算していないのではっきりは言えないのですけれども、確認としては、午前、午後、昼間、夜間から何割引きというような計算ではないということですよ。

それは分かりました。それは分かったのですが、利用者から考えると非常にこの料金設定は分かりづらいなというふうなのは受けるのかなというふうには思いますので、これから料金設定についても今後考えていくということで先ほどもありましたので、そういった細かい部分、利用者にも分かりやすいという部分で考える余地はあるのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） 答弁はよろしいですか。

○委員（小田新紀） お願いします。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 先ほど、総務課長からお答えいたしましたように、基本的に札内福祉センター、それから札内東コミュニティセンター、既存の施設の使用料の単価を割り出しまして、それに対応する新施設の面積に応じて同じ単価を掛けて出したのがこの形でございます。それぞれ札内福祉センターと札内東コミュニティセンターの料金設定の上で全日なり昼間の料金設定の若干の違いもあって、こういう形にはなっております。

ただ、前段申しあげましたように、基本的に役割等も継承すると現有施設のものを継承する、内容的にも継承するということですから、基本的に料金も変えない形で設定したということです。

それと、減免基準についても従来どおり、現行のとおりというふうになりますので、基本的には町民の方、町内の団体の方が使う場合には掛からないということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（寺林俊幸） 小田委員。

○委員（小田新紀） おっしゃっている意味は分かりますし、町民が掛からないというのも分かります。

ただ、こういった施設で料金設定をさせるわけなので、やはり利用者が分かりやすい、使いやすいという部分で料金設定が必要だと思います。

聞かれたときに、いちいち今の面積のどうのこうのというような話をしなければいけないのも、町としてもなかなか、いずれところでもあるのかなというふうに思いますが、その辺、今後検討をしてみる余地はあるというふうに考えますので、改めていかがでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 繰り返しになるかもしれないのですが、今の利用状況に応じた使用料の設定、現有施設の利用料、使用方法等、継承するということですから、役割分担についても継承するということですから、基本的な利用に掛かる使用料も同様に変更がないように取り扱いをしていくというような考えで設定をしておりますの

で、その辺はちょっとご理解をいただきたいなというふうに思います。

先ほどから使用料の関係、お話しありますように町内全体の公共施設の使用料、あるいは、減免のあり方については、行政改革の中で全体見直しをやっていかなければならないということがございますので、そういった中で料金設定、減免、冷暖房加算も含めて、町内の公共施設全体をバランス良く見直しを掛けていかなければならないかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（寺林俊幸） 他に質疑はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（寺林俊幸） なければ、議案第90号、幕別町札内コミュニティプラザ条例以下5件の議案に対する質疑は以上で終了いたします。

説明員の方、どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議をはじめます。

それでは、付託されました議案について各委員のご意見を伺いたいと思いますけれども、1件1件の意見ということで意見をいただきたいというふうに思います。

まずは、議案第90号、幕別町札内コミュニティプラザ条例について、各委員のご意見を伺います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

野原副委員長。

○副委員長（野原恵子） 今質問いたしましたように使用料の件では、やはり町民が利用しやすいような料金設定にすべきだと思うのですが、今までの札内のコミュニティセンター、それから百年記念ホールに準じた利用料ということではあるのですが、やはり今度コミュニティプラザになりますと、より若い世代の方々が利用されるような施設設計になっておりますので、利用料はなるべく軽減されるように、町民が利用する場合は無料という、新しいデッキテラスとかコミュニティホールとか、そういうところは無料ということだったのでありますけれども、やはり暖房費、冷房費それから利用料も掛かる可能性もありますので、そういうようなところは行革でこれから進めていくということだったのでありますけれども、行革が高いほうに設定されるのではなくて、やはり町民が利用しやすいような、そういう方向性に持っていくべきだというふうに思います。

以上です。

○委員長（寺林俊幸） 他に質疑はございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 私もこの利用料のことなのですが、やはり4時間ごとではなくて、短時間で若い方たちが借りやすいような、先ほど町長もおっしゃっていましたが、使わない分のお金を払うのではなくて、やはり1時間ごと位の短い時間に分けてというような使用料にしたほうが、もっと町民の方が使いやすいのではないのかなと思います。

以上です。

- 委員長（寺林俊幸） 他にございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（寺林俊幸） 他に意見がなければ討論に入りたいと思います。
議案第90号、幕別町札内コミュニティプラザ条例の制定について討論はありますか。
（なしの声あり）
ないようですので討論を終わります。
これより、採決を行います。
議案第90号、幕別町札内コミュニティプラザ条例は原案のとおり決することにご異議
ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、議案第90号、幕別町札内コミュニティプラザ条例は原案のとおり可決さ
れました。
次に、議案第92号、幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例につい
てのご意見を伺いたいと思います。ご意見はございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（寺林俊幸） ご意見がないようですので、次に討論でありますけれども、討論
はありますか。
（なしの声あり）
- 委員長（寺林俊幸） 討論はないようですので、これより、採決を行います。
議案第92号、幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、原
案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、議案第92号、幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
は原案のとおり可決されました。
次に、議案第93号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
意見をお伺いいたします。
意見のある方は挙手を願います。意見がないので挙手を終了いたします。
次に討論を行います。討論はございますか。
（なしの声あり）
- 委員長（寺林俊幸） 討論はないようですので討論を終わります。
次に採決を行います。
議案第93号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、原案
のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）
- 委員長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。
したがって、議案第93号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例は
原案のとおり可決されました。
次に、議案第101号、幕別町公民館条例の一部を改正する条例について意見を伺います。

意見はございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） それでは、討論に入りたいと思います。討論はございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第101号、幕別町公民館条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号、幕別町公民館条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第107号、幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例について、ご意見を伺います。意見のある方は挙手を願います。

意見がなければ討論に入りたいと思います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） ないようですので討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第107号、幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号、幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

○委員長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議をはじめます。

以上で本委員会のインターネット中継を終了いたします。

暫時休憩といたします。

(暫時休憩)